

令和7年度

茨城県食品衛生監視指導計画(案)

茨城県保健医療部生活衛生課

目 次

1 趣 旨 · · · · ·	1
2 監視指導計画の基本的事項 · · · · ·	1
3 立入検査 · · · · ·	5
4 食品等の試験検査 · · · · ·	5
5 重点監視指導項目 · · · · ·	8
6 食品表示の適正化の推進 · · · · ·	10
7 計画の実施状況等の公表及びリスクコミュニケーションの推進 · · · · ·	11
8 一斉取締り · · · · ·	12
9 違反を発見した場合の対応 · · · · ·	13
10 食中毒等健康被害発生時の対応 · · · · ·	14
11 食品等事業者に対する自らが実施する衛生管理の推進と支援 · · · · ·	15
12 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上 · · · · ·	16
別紙 1 令和 7 年度業種（施設）別立入検査目標回数 · · · · ·	17
別紙 2 令和 7 年度試験検査計画 · · · · ·	18
別紙 3 食品群ごとの食品供給工程（フードチェーン）を通じた 重点監視指導項目 · · · · ·	20
令和 7 年度茨城県食品衛生監視指導計画体系表 · · · · ·	22

【参考資料】

実施機関（保健所）の管轄区域 · · · · ·	23
実施機関（食肉衛生検査所）の管轄区域 · · · · ·	24
試験検査実施機関の管轄区域 · · · · ·	25

1 趣 旨

茨城県食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）は、本県の地域の実情を踏まえ、飲食に起因する県民の衛生上の危害を防止し、県民の健康の保護を図ることを目的として、食品衛生法第24条の規定により策定するものです。

茨城県では、県民の生命及び健康を保護するとともに、消費者から信頼される安全にかつ安心して消費できる食品の生産及び供給に寄与するため、「茨城県食の安全・安心推進条例（以下「推進条例」という。）」の規定に基づき、平成21年12月に、新たな「茨城県食の安全・安心確保基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定し、さらに、生産から消費に至るフードチェーンの各段階における一貫した食の安全・安心確保に取り組むため、基本方針の施策の体系毎の具体的な行動計画にあたる「茨城県食の安全・安心確保アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）」を定め、総合的な食の安全対策を推進しています。

令和7年度監視指導計画においては、アクションプランとの整合・調和を図りながら、①食品等事業者（食品衛生法第3条第1項に規定する「食品等事業者」をいう。以下同じ。）に対する監視指導、②食品等の試験検査、③食中毒等健康被害防止対策、④食品表示の適正化の推進、⑤リスクコミュニケーションの推進等を大きな柱に食品衛生対策を実施します。

2 監視指導計画の基本的事項

（1）監視指導計画の対象地域

本計画は、水戸市を除く茨城県内全域を対象とします。

ただし、「食品表示法（品質事項に限る。）」及び「米穀等の取引等の記録及び産地情報の伝達に関する法律（以下「米トレーサビリティ法」という。）」に基づく業務は、水戸市を含む茨城県全域を対象区域とします。

（2）監視指導計画の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間

（3）監視指導の実施機関

監視指導及び収去は次の機関が実施します。

・保健医療部生活衛生課食の安全対策室

計画の策定及び公表並びに府内関係部局、国及び他都道府県等との連絡調整を行います。

また、「食品表示法」及び「米トレーサビリティ法」に基づき食品等事業者に対する食品表示適正化のための立入検査や試験検査を行います。

さらに、県のホームページ及びSNS（ソーシャルネットワークサービス）などを

活用し、県民等に対し食品衛生に関する正確な情報を提供します。

・保健所（9か所）

「食品衛生法」に基づき食品等事業者に対し、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」（以下「食鳥処理法」という。）に基づき食鳥処理場（ただし、認定小規模食鳥処理場に限る。）に対し、さらには「推進条例」の規定に基づき届出された食品等輸入者に対し、それぞれ監視指導及び食品等の収去検査を行います。

また、「食品表示法」に基づき食品等事業者に対する食品表示適正化のための指導を行います。

・食肉衛生検査所（3か所）

「食品衛生法」に基づく、と畜場で解体等された食肉の収去検査、「と畜場法」に基づく、と畜検査及びと畜場の衛生指導、さらには「食鳥処理法」に基づく、食鳥処理場（ただし、大規模食鳥処理場に限る。）における食鳥検査、衛生指導及び収去検査を、それぞれ行います。

また、と畜場や大規模食鳥処理場に併設された食肉処理業、食肉販売業の監視指導は、保健所及び食肉衛生検査所が連携して行います。

（4）試験検査の実施機関

食品等の試験検査は、衛生研究所、各食肉衛生検査所及び登録検査機関（食品衛生法第33条第1項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた法人をいう。以下同じ。）が、適切な役割分担のもとに実施します。

また、食品衛生検査施設におけるG L P（Good Laboratory Practice=適正検査基準）による業務管理を徹底し、検査の信頼性確保を図るため、衛生研究所及び食肉衛生検査所に対しては、定期的な外部精度管理調査への参加、信頼性確保部門である保健医療部生活衛生課食の安全対策室による定期的な内部点検を実施するとともに、試験検査を委託した登録検査機関に対しても業務の適正な管理を求め、必要に応じて定期的に試験検査の実施状況及び精度管理の実施状況の点検を行うなど、試験検査の信頼性を確認します。

（5）監視指導・試験検査の実施に関する基本的方向

一部の食品等事業者における不適切な衛生管理や食品の不適正表示などの事案が発生する中、食品等の安全性の確保は、県民の関心も高く、食品衛生行政の重要な課題です。

都道府県等は、食品等の安全性を確保するため、営業施設の監視指導や食品等の試験検査等の様々な施策を総合的に策定し実施する責務を有しますが、こうした行政の施策によってのみ食品の安全性が確保されるものではなく、食品等事業者が、食品等の安全性の確保に関して第一義的責任を有することを認識するとともに、その衛生管理等の適正な履行が求められています。

県では、「推進条例」を制定し、食の安全施策の充実を図っていますが、令和6年度のネットモニター・アンケート等（回答者925名）の結果では、食の安全に対して「安心している」県民の割合は約54.4%となっております。

さらに、県に対する食の安全対策への要望では、輸入食品の安全性の確保が第1位となっています。輸入食品の安全性確保については、国において対策が取られていますが、県としても国の輸入食品監視指導計画の動向を注視し、流通する輸入食品の安全・安心の確保を図ります。

こうした状況を踏まえ、県は、食品等事業者がその責務を確実に果たせるようHACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point=危害要因分析重要管理点）に沿った衛生管理の適切な運用の促進を図る他、営業施設の監視指導や食品・食品添加物等の試験検査により、流通している食品の安全性を確認・検証します。

（6）連携の確保

ア 国及び他の都道府県等との連携

広域的な食中毒の発生時や、都道府県等の区域を越えて広域に流通する食品（以下「広域流通食品等」という。）の違反事例（疑いを含む。）について、厚生労働省、消費者庁、他の都道府県等と緊密な連携の下、情報の共有化を図ります。さらに、広域的な食中毒の発生時には、「食品衛生法」の規定に基づき、厚生労働大臣が設ける広域連携協議会において国及び都道府県等の連携を図ります。

特に、輸入食品の試験検査の効率化を図るため、北関東の水戸市、栃木県、群馬県、宇都宮市、前橋市及び高崎市と検査計画や検査成績の情報を共有化するなど連携を強化します。

また、米国向け並びに、英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品加工認定施設の監視指導については、必要に応じ厚生労働省関東信越厚生局と連携して実施します。

イ 市町村との連携

市町村の消費者行政、保健衛生行政、農林水産行政等の部門に対して、食品衛生に関する適切な情報提供に努めます。

ウ 農林水産部との連携

生産段階の農林水産物の安全性確保のため、以下の事項について、情報の交換等により連携を図るとともに、必要に応じて、合同で立入検査を実施します。

（ア）食品衛生法に基づく食品等事業者（農林水産業者を含む。）による記録の作成及び保存に関すること

（イ）農薬の適正な使用の指導に関すること

（ウ）家畜伝染病等の発生状況等に関すること

（エ）BSE（Bovine Spongiform Encephalopathies=牛海綿状脳症）検査等に関すること

（オ）と畜場及び食鳥処理場に搬入される獣畜及び家きんについての病歴や動物用医

薬品等の投与歴に関すること

- (カ) と畜場及び食鳥処理場で発見された動物用医薬品の残留基準違反事例発生時の生産者に対する改善指導に関すること
- (キ) 推進条例の規定に基づく、農林水産物の出荷規制や自主回収に関するここと
- (ク) 農林水産物の放射性物質汚染対策に関するここと
- (ケ) ジビエの利活用に関するここと
- (コ) 観光農園等での試食を提供する際の衛生管理に関するここと

エ 県民生活環境部との連携

食品の適正な表示を確保するため、食品表示に対する「不当景品類及び不当表示防止法」に基づく指導に関して、情報交換等により連携して対応するとともに、食品等事業者への啓発を行います。

また、有害鳥獣捕獲により捕獲したイノシシ肉の放射性物質検査及びジビエの利活用について、必要に応じ連携して対応します。

さらに、食品ロスの削減についても連携して対応します。

オ 警察本部生活安全部との連携

食品の適正な表示を確保するため、不適正な食品表示に関する情報を交換するなど、連携を密にして、迅速かつ円滑に対応します。

カ 教育庁等との連携

- (ア) 学校給食施設の監視指導に関して、情報交換等により連携します。
- (イ) 児童生徒への食品の安全性に関する正しい知識や情報を提供することについて連携します。

キ 保健医療部内における連携

社会福祉施設及び病院の給食施設等の監視指導、健康食品に関する監視指導、食中毒や感染症に関する調査等について、必要に応じ、部内各課と連携して対応します。

ク その他府内関係部局等との連携

その他、監視指導計画の実施に関して、必要に応じ、茨城県食の安全・安心対策連絡会議を通じて、府内関係部局と連携して対応します。

ケ 農林水産省関東農政局との連携

食品の適正な表示を確保するため、食品表示法（品質表示に係るもの）及び米トレーサビリティ法等に関する不適正表示に対する監視指導について、必要に応じ農林水産省関東農政局と連携して実施します。

コ 独立行政法人農林水産消費安全技術センターとの連携

食品の適正な表示を確保するため、食品表示法に基づく（原料）原産地表示等の真正性に関する検証等について、独立行政法人農林水産消費安全技術センターと連携して対応します。

3 立入検査

食品等事業者への立入検査は、食中毒等健康被害の発生状況等を勘案して業種（施設）ごとに定める別紙1「令和7年度業種（施設）別立入検査目標回数」に基づき、各保健所及び各食肉衛生検査所において実施計画を策定し、当該計画に基づき食品衛生監視員、と畜検査員又は食鳥検査員が実施します。

立入検査については、原則として、事前通告を行わずに実施することとし、製造・加工施設及び事務所等への立入、食品等の検査、記録・帳簿等の確認を行います。

併せて、季節又は臨時に簡易な施設を設けて食品を提供する施設についても、必要に応じて立入検査を行います。

なお、食品衛生に関する事案が発生した場合等については、必要に応じ、別紙1の目標回数を超えて立入検査を実施します。

また、各保健所は、地域の特性等を踏まえて、納豆製造業、水産製品製造業、漬物製造業、干しいも加工業等の特に監視指導を強化する必要があると認める業種（施設）について、別紙1の目標回数に係わらず計画的に立入検査を実施します。

食品衛生法の改正に伴うHACCPに沿った衛生管理の制度化への対応について、と畜場及び大規模食鳥処理場においては、食肉衛生検査所のと畜検査員及び食鳥検査員が外部検証として衛生管理計画及び手順書の確認並びに衛生管理の実施状況の確認を実施します。また、食品等事業者においては、保健所の食品衛生監視員が施設の規模に応じ、衛生管理計画及びその実施状況や記録等を確認し、HACCPに沿った衛生管理の推進と適切な運用に向けた支援を行います。

加えて、営業許可制度の見直しと営業届出制度の創設に伴い、「一施設一許可」の原則を踏まえ、新規や経過措置期間が満了となる営業施設の実態に応じ適切な業種について判断し、新たな営業施設基準に基づき適切な指導を行います。

4 食品等の試験検査

県内で、製造、加工、販売等される食品等の収去検査等は、別紙2「令和7年度試験検査計画」に基づき、各保健所、衛生研究所及び各食肉衛生検査所において実施計画を策定し、当該計画に基づき各試験検査実施機関において検査を実施します。

また、食品等の収去等については、当該計画に基づき各保健所及び各食肉衛生検査所の食品衛生監視員が実施します。

なお、県民が申し出た異味・異臭などの食品についても、保管状況等を確認の上、必要に応じて検査を実施します。

さらに、食品中の放射性物質検査については、原子力災害対策本部から示された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づく本県の検査計画を四半期ごとに策定し、実施します。特に、農林水産物については、農林水産部が中心となり、県民生活環境部とも連携し、放射性物質検査を実施します。

4-1 衛生研究所を中心とした試験検査

(1) 計画的に実施する収去検査

ア 県内産農産物の残留農薬検査（登録検査機関）

県内で生産される農産物について残留農薬検査を実施します。

イ 県外産農産物の残留農薬検査（衛生研究所）

県内に流通する県外産農産物について残留農薬検査を実施します。

ウ 遺伝子組換え食品検査（衛生研究所）

加工食品について、遺伝子組換え農産物の使用の有無及び表示の適否確認のための検査を実施します。

エ アレルギー物質（以下、「アレルゲン」という。）食品検査（登録検査機関）

加工食品について、えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）、くるみ及びこれらの食品由来の原材料に係るアレルゲンの表示の適否確認のための検査を実施します。

オ 食肉の試験検査（衛生研究所）

食肉、食肉加工品について、サルモネラ、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌（O26、O103、O111、O121、O145 及びO157）の検査を実施します。

特に、生食用食肉（牛の食肉）については、腸内細菌科菌群の検査を実施します。

カ 漬物の試験検査（衛生研究所）

漬物について、理化学検査（食品添加物）を実施します。浅漬けについては、大腸菌と腸炎ビブリオの検査を実施します。

キ 輸入野菜残留農薬検査（衛生研究所）

輸入野菜について残留農薬検査を実施します。

ク 輸入食品検査（食品等輸入者が取扱う食品を含む。）（衛生研究所及び食肉衛生検査所）

輸入柑橘類、食肉類、魚介類加工品、冷凍食品、乾燥果実、ワイン、清涼飲料水、穀類等について細菌学的検査、理化学的検査及び残留農薬等の検査を実施します。

ケ 加工食品の放射性物質検査（衛生研究所）

食品中（一般食品、飲料水、乳児用食品）の、放射性セシウムの検査を実施します。

(2) 監視指導等に併せて実施する収去検査（衛生研究所及び食肉衛生検査所）

夏期、年末及び食中毒予防月間等の監視指導に併せて流通食品等を収去し、細菌学的検査及び理化学的検査を実施します。

(3) 収去以外の検査

ア 県内産二枚貝のノロウイルス検査（衛生研究所）

県内で採取される二枚貝（岩牡蠣）について、買い上げによりノロウイルスの検査を実施し、汚染状況の把握に努めます。

イ 納食施設衛生管理検証検査（保健所）

給食施設の施設・設備、使用される容器、機械器具等について、ATP検査法（Adenosine triphosphate：アデノシン三リン酸検査法）を用いた清潔度検査を実施し、衛生管理状況を検証します。

ウ 食中毒等食品に起因する事故発生時に実施する試験検査（衛生研究所）

食中毒等食品に起因する事故発生時には、便、食品、手指、機械器具等の細菌やウイルス等の検査を実施します。さらに、必要に応じて細菌やウイルスの遺伝子解析を行います。

エ 苦情食品に対する試験検査（衛生研究所）

食品に起因する健康被害等の発生時には、被害の状況などを踏まえ、必要に応じ細菌検査や化学物質の検査を実施します。

オ 野生獣肉（イノシシ肉）の放射性物質検査（衛生研究所）

石岡市、高萩市で実施したスクリーニング検査において 50Bq/kg を超えた検体については、本県の定める出荷・検査方針に基づき、全頭確定検査を実施します。

4-2 食肉衛生検査所を中心とした試験検査

(1) と畜検査・食鳥検査（食肉衛生検査所）

食肉衛生検査所のと畜検査員及び食鳥検査員が、食用を目的とする牛や豚、鶏等を検査し、食用に適さない食肉、食鳥肉の流通を防止します。

なお、と畜検査においてはと畜検査結果データをとりまとめ、と畜検査結果を迅速に生産者に情報提供します。

(2) BSE（TSE）スクリーニング検査（食肉衛生検査所）

食肉として処理される牛のうち、生体検査において異常姿勢、異常歩様、起立不能等（起立不能等症状の原因が明らかな牛は除く。）の行動異常又は神経症状を呈する牛についてスクリーニング検査を実施するとともに、と畜場段階で牛の特定部位を確実に除去します。

さらに、めん羊及び山羊についても、と畜場法施行規則に基づきスクリーニング検査を実施します。

(3) 食肉の衛生対策として実施する微生物検査（食肉衛生検査所及び衛生研究所）

と畜場、大規模食鳥処理場及び認定小規模食鳥処理場において、獣畜等が衛生的に処理されていることを検証するため、微生物検査を実施します。

(4) 収去検査：食肉、食鳥肉等畜水産食品中の残留動物用医薬品検査（食肉衛生検査所）

- ア 県内に流通する食肉類、鶏卵、はちみつの残留動物用医薬品検査を実施します。
- イ と畜場及び食鳥処理場段階で抗菌性物質等の残留した食肉及び食鳥肉の流通を防止するため、残留動物用医薬品検査を実施します。

5 重点監視指導項目

以下の項目について重点的に監視指導を実施します。

また、工場長、品質管理担当者、食品衛生管理者、食品衛生責任者等に事実関係を確認するとともに、その内容が妥当かどうかについて、作業員等複数の者に確認し、検証します。なお、特に重要と考えられる事項等については、食品衛生法第 28 条第 1 項の規定に基づき、当該食品等事業者から文書による報告を徴収します。

(1) 食品衛生法等関係法令の遵守の徹底

ア 食品衛生法の遵守の徹底

- ・ 不衛生食品等の販売等の禁止（第 6 条）
- ・ 病肉等の販売等の禁止（第 10 条）
- ・ 添加物等の販売等の制限（第 12 条）
- ・ 規格又は基準に合わない食品等の販売等の禁止（第 13 条第 2 項）
- ・ 一定量を超える量の農薬等が残留する食品の販売等の禁止（第 13 条第 3 項）
- ・ 公衆衛生上必要な措置の基準（第 51 条第 2 項）
- ・ 営業施設の基準（第 54 条）
- ・ 食品営業許可（第 55 条第 1 項）
- ・ 食品の営業届出（第 57 条第 1 項）
- ・ 自主回収の報告（第 58 条第 1 項）

イ と畜場法の遵守の徹底

- ・ と畜場の構造設備の基準等（第 5 条）
- ・ と畜場の衛生管理（第 6 条）
- ・ と畜業者等の講ずべき衛生管理（H A C C P に基づく衛生管理）（第 9 条）

ウ 食鳥処理法の遵守の徹底

- ・ 食鳥処理場の構造又は設備の基準（第 5 条第 2 項）
- ・ 衛生管理等の基準（H A C C P に基づく衛生管理）（第 11 条）

エ 食の安全・安心推進条例の遵守の徹底

- ・ 禁止農薬等を使用して生産された農林水産物の出荷等の禁止（第 17 条）
- ・ 食品等輸入の届出（第 19 条）

オ 食品表示法の遵守の徹底

- ・ 食品表示基準の遵守（第 5 条）

カ 健康増進法の遵守の徹底

- ・ 誇大表示の禁止（第 65 条第 1 項）

キ 米トレーサビリティ法の遵守の徹底

- ・ 取引等の記録の作成（第3条）
- ・ 米穀事業者間における産地情報の伝達（第4条）
- ・ 搬出、搬入等の記録の作成（第5条）
- ・ 記録の保存（第6条）
- ・ 米穀事業者の努力（第7条）
- ・ 一般消費者に対する産地情報の伝達（第8条）

（2）製造段階、加工段階及び調理段階における重点監視指導項目

ア HACCPに沿った衛生管理の推進と適切な運用を支援するとともに、必要に応じ、危害分析とその発生防止措置の実施状況を確認します。

イ 食中毒予防の観点から、大規模調理施設（概ね同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上調理する食品等事業者の施設をいう。）のほか、大規模調理施設に該当しないものであっても、病人、高齢者、児童等が主に利用する施設である病院、社会福祉施設、学校給食等に関しては、大量調理施設衛生管理マニュアルの趣旨を踏まえた監視指導に併せて、衛生講習会を計画的に実施します。

ウ ノロウイルスによる食中毒を予防するため、手洗いの徹底や調理器具等の洗浄・消毒の励行、さらには、従事者の健康状態の自主点検等を含めたHACCPに沿った衛生管理状況を確認し、営業施設等に対する指導を実施します。また、ノロウイルスによる食中毒発生時には、健康被害の拡大防止のため施設の消毒方法等について指導します。

エ 生食用食肉（牛の食肉）を原因食品とする食中毒発生を防止するため、生食用食肉（牛の食肉）を取り扱う施設については、施設基準、加工基準、調理基準、表示基準の遵守の指導を徹底します。

また、牛の肝臓及び豚の食肉（内臓を含む）については、規格基準が設定されたことを踏まえ、食品等事業者に対し、飲食に供する際に十分な加熱が必要であることを周知します。

オ サルモネラ、カンピロバクターや腸管出血性大腸菌による食中毒を防止するため、食肉は十分に加熱して提供すること、加熱不十分な食鳥肉等の提供を控えること及び二次汚染の防止のため調理器具等の洗浄・消毒を徹底するよう指導します。特に、食鳥肉を提供している施設に対して集中監視を実施し、カンピロバクター食中毒の予防啓発をします。

カ 放射性セシウムの基準値を超過した食品の流通を防止するため、食品等事業者に対し、原材料の安全性の確認や自主検査の実施について指導を徹底します。

キ 広域流通食品の製造・販売等を行う食品等事業者に対し、製造から販売に至るまでの各段階における適切な衛生管理、食品の製造等に係る記録の作成・保存、適正な表示の実施等、食品等事業者の責務の遵守の指導を徹底します。

特に次の事項について監視指導を強化します。

（ア）アレルゲンを含む食品に関する表示の徹底のため、製造者及び加工者による使用

原材料の点検及び確認を徹底するよう指導します。

(イ) 科学的・合理的根拠に基づかない不適切な期限表示の有無について、製品又は加工品に関する記録等による確認を徹底します。

(ウ) 製品の期限設定の一覧とその根拠が工場等に備え付けていることを確認します。

(エ) 食品衛生法に基づく安全性審査を経ずに使用された遺伝子組換え微生物を利用した添加物が流通することのないよう、添加物製造業の監視指導を強化します。

ク 漬物（特に、浅漬け）を原因食品とする食中毒発生を防止するため、漬物製造業者に対し、HACCPに沿った衛生管理状況を確認するとともに、自主検査の実施について指導を徹底します。必要に応じて、漬物の収去検査を実施します。

ケ イベント等における飲食に起因する危害の発生を未然に防止するため、季節又は臨時に簡易な施設を設けて食品を提供する施設の監視指導を強化します。

コ 近年、野生鳥獣肉の利活用として注目を集めているジビエについては、食中毒菌、寄生虫及びE型肝炎ウイルス等のリスクがあることから、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）に基づき、食品等事業者に対して、中心部まで十分に加熱してから提供するよう指導します。

サ 近年、学校給食において金属異物等の混入事例が頻発していることを踏まえ、教育庁保健体育課と連携し、関連施設等を迅速に調査するとともに、原因の究明及び再発防止の指導を徹底します。

（3）販売段階における重点監視指導項目

「茨城県ふぐ取扱指導要綱」に基づくふぐ営業者の届出の徹底を図るとともに、ふぐ営業者がふぐ営業者以外の者に除毒処理前のふぐを販売することのないよう指導を徹底します。

（4）食品群ごとの食品供給行程（フードチェーン）を通じた重点監視指導項目

食品群の区分ごとに、食品供給行程の各段階の区分に応じて別紙3に掲げる事項について重点を置いて監視指導を実施します。

なお、監視指導の実施については、生産から消費に至る一貫した食の安全を確保する観点から、必要に応じて農林水産部等関係部との連携を図ります。

6 食品表示の適正化の推進

（1）食品表示に関する監視指導

ア 保健所の食品衛生監視員等による営業施設の監視指導や収去検査を通じて、食品表示法に基づく食品表示（健康の保護及び増進に係るもの）を確認するとともに、必要に応じ指導を実施します。

イ 生活衛生課食の安全対策室の食品表示法担当職員による事業所の巡回指導により、

食品表示法に基づく適正表示（品質表示に係るもの）及び米トレーサビリティ法に基づく産地伝達について周知するとともに、必要に応じ指導を実施します。

ウ 保健所の食品衛生監視員及び生活衛生課食の安全対策室の食品表示法担当職員が連携し、食品の流通拠点である市場をはじめとする流通段階における食品表示を確認するとともに、必要に応じ指導を実施します。

（2）食品表示法等の周知及び食品適正表示推進員の養成等

食品の適正な表示を推進するため、食品表示法及び食品表示基準等の周知並びに研修会等を実施するとともに、食品等事業者において適正表示に対する自主的な取り組みを支援するため、中心的役割を担う食品適正表示推進員を養成します。

（3）情報に基づく監視指導等

食品表示相談ダイヤル等に寄せられた不適正表示に関する情報に基づき、食品等事業者に対する調査を実施するとともに、必要に応じ改善指導や食品表示法に基づく措置等を講ずることで、適正な表示を確保します。

7 計画の実施状況等の公表及びリスクコミュニケーションの推進

（1）計画策定に係るリスクコミュニケーション

監視指導計画の策定に当たっては、県のホームページ等を通じ、消費者及び事業者を含め、広く県民から意見を求め、寄せられた意見を参考にいたします。

また、食の安全・安心委員会を開催し、有識者からの評価・助言を受けます。

（2）計画の実施状況の公表

監視指導計画の実施結果については、県のホームページ、広報媒体等を通じ、法定通り翌年度の6月までに公表します。

（3）食品衛生に関するリスクコミュニケーション

ア 監視指導をはじめとする食品衛生行政について、県民への情報提供と意見交換を図るため、県のホームページ、SNS、県域デジタルテレビ放送及び広報媒体等を通じて情報公開に努めます。

イ 食品衛生に関する施策の実施に当たって必要な場合は、これを公表し、県民の意見を聴取し、これを施策に反映するよう努めます。

ウ 保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所が、地域の実情に応じて、消費者、生産者、営業者（食品衛生法第4条第8号に規定する「営業者」をいう。以下同じ。）、行政など関係者による意見交換会を開催し、食の安全に関する相互理解を促進します。

また、食の安全に関する意見交換会を必要に応じ厚生労働省や食品安全委員会等と

連携して開催します。

(4) 県民への食品衛生に関する情報の提供

- ア 家庭における食中毒発生を未然に防止するため、細菌性食中毒やノロウイルス食中毒等に関する基礎知識、感染予防のための手洗いの重要性、調理器具等の消毒・殺菌方法等について、SNS等を活用し県民に対し広く周知徹底を図ります。
- イ ふぐ、きのこ、野草等の専門的な知識を必要とする食材について自家調理を控えることや調理時における二次汚染の防止等について周知徹底を図ります。
- ウ ジビエについて、食中毒菌、寄生虫、E型肝炎ウイルスによるリスク、中心部までの十分な加熱の必要性等について、県民に対し普及・啓発を図ります。
- エ 街頭等で、広く県民に食品衛生を普及啓発するため、食品衛生フェアを開催します。
- オ 市町村と連携し、食品衛生に関する知識の普及・啓発を実施します。
- カ 関係各課と連携し、食品（農林水産物等）の放射性物質検査結果について県ホームページ等で公表します。

(5) 食品関係団体等への食品衛生に関する情報提供

食品衛生に関する情報を広く普及させるため、食品関係団体等への情報提供を行うとともに、食品関係団体等が行うリスクコミュニケーション事業を支援します。

(6) 県民及び食品等事業者からの食品等の安全性に関する相談等に対する対応

適正かつ迅速な対応を図るとともに、必要に応じて試験検査を実施するなどにより、科学的根拠に基づく明確な説明に努めます。

また、食品衛生法、食品表示法など関係法令の相談会を開催して、食品等の安全性に関する理解が深まるよう努めます。

さらに、食品関係団体が開設する、食品表示や衛生管理方法等に関する相談窓口での対応を支援します。

8 一斉取締り

(1) 細菌性食中毒が多発する夏期並びに食品流通量が増加する年末においては、厚生労働省、消費者庁が示す方針を踏まえて、監視指導を実施します。また、必要に応じて、期間又は業種等を定めて一斉監視を実施します。

夏期一斉取締りは、細菌性食中毒の多発時期であることも考慮して、大量調理施設、生食用食肉取扱施設及び漬物製造施設に対する監視指導、魚介類販売施設におけるアニサキスや腸炎ビブリオによる食中毒防止対策、飲食店等におけるサルモネラ、カンピロバクター及び腸管出血性大腸菌による食中毒防止対策、販売店における食品の適正表示及び適正保存の徹底等の監視指導を重点的に実施します。

年末一斉取締りは、食品の適正表示の徹底、ふぐの適正な取扱い及びノロウイルスに

による食中毒防止対策等の監視指導を重点的に実施します。

(2) このほか、特定の違反事例が連續して発生するなど、食品衛生に係る問題が発生し、かつ、全国一斉に同一の事項を対象とした監視指導の実施が必要な場合は、隨時、厚生労働省等と連携し監視指導を実施します。

9 違反を発見した場合の対応

(1) 立入検査時に違反を発見した場合の対応

- ア 違反を発見した場合は、その場において改善指導を行います。
- イ 法違反（違反が軽微であって直ちに改善された場合を除く。）については、書面により改善指導を行うとともに、その改善措置の状況を確認し記録します。
- ウ 法違反に係る食品等は、当該食品等が販売の用に供され、又は営業上使用されないよう、廃棄、回収等の措置を速やかに講ずるとともに、必要に応じ、営業の禁止若しくは停止の措置を行います。
- エ 悪質な違反については告発を行います。

(2) 収去検査の結果、違反を発見した場合の対応

- ア 当該食品等について、販売の用に供し、又は営業上使用されないよう、廃棄、回収等の措置及び再発防止等の措置を講ずるとともに、必要に応じ、営業の禁止若しくは停止の措置を行います。
- イ 当該食品等が他都道府県等で生産、製造、加工等が行われていた場合は、速やかに当該自治体の食品衛生担当部局に連絡するとともに、必要に応じ、連携して廃棄、回収等の措置を速やかに行います。
- ウ 当該食品等が広域流通食品等及び輸入食品等の場合には、関係する都道府県等の食品衛生担当部局又は厚生労働省へ迅速に情報提供し、連携して違反に係る食品等の流通防止措置、再発防止措置等の必要な措置を行います。
- エ 悪質な違反については告発を行います。
- オ 当該食品等を製造、加工等した者の検査の能力等からみて、継続的に当該者の製造、加工等する食品等の検査が必要と判断される場合には、命令検査を行います。

(3) 苦情等に基づき違反を発見した場合の対応

住民、営業者等から食品等の苦情が寄せられた場合は、必要に応じて、関係食品等事業者の調査、当該食品等の試験検査を実施します。調査等により違反が発見されたときには、上記（1）及び（2）と同様に対処します。

(4) と畜場において、残留動物用医薬品検査の結果、違反を発見した場合の対応

当該枝肉等を廃棄するとともに、農林水産部を通じて生産者を指導します。

(5) 違反事実の公表

食品衛生上の危害の状況を明らかにして危害の拡大防止及び再発防止を図るとともに、県民の健康の保護に関する情報を積極的に提供するため、「食品衛生法に基づく法違反者等の公表基準」に基づき、食品衛生法又は法に基づく処分に違反した者の名称、対象食品、対象施設等を隨時公表します。

10 食中毒等健康被害発生時の対応

健康被害の発生を最小限に抑えるためには、迅速に健康危機情報を把握し、その対策を講じることが必要です。そのため、保健所においては、医療機関等からの健康被害情報をしっかりと受け止める体制の下、迅速かつ的確な拡大防止措置を講ずるとともに、適切な原因究明及び再発防止の指導を行います。

(1) 食中毒又は食中毒が疑われる健康被害発生時の対応

- ア 茨城県食中毒対策要綱に基づき、平常時における体制を整備するとともに、発生時においては関係部局と連携をとりながら迅速かつ的確な対応を実施します。
- イ 初動調査においては、病原微生物のみならず化学物質等が病因物質である可能性を考慮して調査を実施します。
- ウ 毒物劇物等の化学物質を原因とする健康被害（疑いを含む。）の発生に際しては、迅速かつ的確に対応するとともに、初動段階において毒物劇物の混入の有無を判定するための「毒物劇物迅速検査キット」の活用を図り、必要に応じて県警察と連携し調査を実施します。
- エ 原因究明のため積極的な遡り調査等を実施し、再発防止対策に努めます。

(2) 迅速な情報公開

食中毒予防の観点から、食中毒発生状況等について食品等事業者及び住民への情報提供を図り、食中毒等健康被害の拡大防止の観点から、必要な情報について速やかに公表します。

(3) 健康食品による健康被害

いわゆる健康食品による健康被害発生時は、「茨城県健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」に基づき原因究明等の調査を迅速に行い、厚生労働省に対し調査結果を報告するとともに、必要に応じ公表を行います。また、食品衛生法第8条の規定に基づく、指定成分等含有食品による健康被害情報の届出があった場合は、遅延なく厚生労働大臣に報告するとともに、同様に調査等を行います。

11 食品等事業者に対する自らが実施する衛生管理の推進と支援

法に食品等事業者の責務が明記されたこと及びH A C C Pに沿った衛生管理が制度化されたことを踏まえ、食品等事業者に対して自らが実施する衛生管理の向上のための取組みを支援します。

(1) 食品衛生管理者等の設置

原則、全ての営業者は食品衛生責任者を定めることとなったことを踏まえ、食品衛生責任者の養成を行います。また、営業者に対して、食品衛生管理者又は食品衛生責任者の意見を尊重し、施設の衛生管理に努めるよう意識向上を図ります。

(2) と畜場及び食鳥処理場の管理者自らが実施する衛生管理の推進

と畜場に設置されている衛生管理責任者及び作業衛生責任者並びに食鳥処理場に設置されている食鳥処理衛生管理者に対し、法令の規定に基づき、一般衛生管理及びH A C C Pに沿った衛生管理の適切な運用を推進します。

(3) 食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進

ア 知識及び技術の習得、自主検査の実施、原材料の安全性確認等の実施を推進します。
イ 法令の規定に基づき、一般衛生管理及びH A C C Pに沿った衛生管理に基づく、食品の製造販売等に係る記録の作成、保存を推進します。

(4) 食品優良施設及び食品衛生功労者表彰

食品衛生管理が一定水準以上である優良な施設及び食品衛生の普及向上に貢献した功労者等について、知事表彰等を実施し、食品等事業者による自らが実施する衛生管理の推進を図ります。

(5) 食品衛生推進員等

食品衛生推進員及び食品衛生指導員による食品等事業者に対する助言、指導その他の活動を支援します。

(6) H A C C Pに沿った衛生管理の適切な運用に向けた支援

食品等事業者が自らの営業における食品衛生上の危害要因を正しく認識し、一般衛生管理に加え、H A C C Pに沿った衛生管理を適切に実施できるよう、(公社)茨城県食品衛生協会と連携を強化し、講習会等により支援します。

また、と畜場並びに食鳥処理場に対しても、講習会等によりH A C C Pに基づく衛生管理の推進と適切な運用を支援します。

12 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上

(1) 食品衛生監視員、と畜検査員、食鳥検査員及び検査担当職員等の資質の向上

- ア 食品衛生監視員、と畜検査員、食鳥検査員及び検査担当職員等の資質の向上を図るために、技術研修及び関係法令等の研修会を実施するとともに、厚生労働省等において開催される研修会等にも積極的に派遣します。
- イ 検査担当職員の検査技術向上のため、衛生研究所において、細菌学的検査及び理化学的検査の研修を実施するとともに、厚生労働省等において開催される技術研修会やG L Pに関する研修会等にも積極的に派遣します。
- ウ H A C C Pに沿った衛生管理の徹底を図るため、同手法について指導、助言する食品衛生監視員の養成講習会を開催します。
- エ 植物性自然毒による食中毒予防を強化するため、きのこや山菜の相談に対応できる職員の養成を推進します。
- オ 動物性自然毒による食中毒予防を強化するため、有毒魚介類を排除できる職員の養成を推進します。

(2) 食品等事業者の自ら実施する衛生管理を担う者の養成及び資質の向上

- ア 調理の業務に従事する者や菓子製造業に従事する者の資質の向上を図るため、調理師試験、製菓衛生師試験を実施します。（調理師試験に関しては、平成31年度より調理師試験事務の全てを公益社団法人調理技術技能センターに委任しています）
- イ 食品衛生責任者については、知事が適正と認めて指定する食品衛生責任者養成講習会及び実務講習会の開催を支援し資質の向上を図ります。
- ウ 営業者、従事者及び集団給食施設の調理従事者等に対し、食中毒予防のための衛生講習会を実施します。
- エ 調理師の資質の向上と調理技術の合理的発達を図るため、（一社）茨城県調理師技術振興会等が実施する講習会等へ職員を派遣します。
- オ ふぐの取り扱いについては、茨城県ふぐ取扱指導要綱に基づき認定試験を実施し、ふぐによる食中毒を防止します。
- カ 食品衛生推進員については、定期的に研修会を実施し、資質の向上を図ります。
- キ 食品衛生指導員については、（公社）茨城県食品衛生協会が主催する研修会に講師を派遣するなど資質の向上を支援します。
- ク と畜場の衛生管理責任者及び作業衛生責任者の養成を行い、資質の向上を図ります。

令和 7 年度業種（施設）別立入検査目標回数

(1) 食品衛生法関係

ランク	立入検査回数	業種
I	年 3 回以上	・前年度に食中毒の原因となった施設 等
II	年 2 回以上	・前年度に法違反により行政処分を受けた施設（食中毒の原因となった施設を除く。）、給食施設等（異物混入の原因となった施設） ・生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。）を取り扱う施設（飲食店営業、食肉処理業、食肉販売業） 等
III	年 1 回以上	・前年度に食品衛生法第 58 条に基づく自主回収の届出があった施設 ・飲食店営業（丸ふぐを取り扱うふぐ営業施設、旅館）、魚介類販売業（丸ふぐを取り扱うふぐ営業施設）、魚介類競り売り営業、集乳業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、食品の放射線照射業、アイスクリーム類製造業、乳製品製造業、清涼飲料水製造業、食肉製品製造業、水産製品製造業、液卵製造業、食用油脂製造業、冷凍食品製造業、漬物製造業（浅漬製造施設）、密封包装食品製造業、食品の小分け業、添加物製造業 ・300 食/回又は 750 食/日以上の食事を提供する飲食店営業（仕出し屋・弁当屋）、給食施設 ・そうざい製造業（H A C C P の考え方を取り入れた衛生管理実施施設で、提供食数が多く、社会的影響力が大きい施設等が対象）
IV	3 年に 1 回以上	・飲食店営業（一般食堂・レストラン）、食肉販売業、魚介類販売業（自動車営業を除く）、食肉処理業、菓子製造業、氷雪製造業、みそ又はしょうゆ製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麵類製造業、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業、漬物製造業（浅漬製造施設を除く）、食品等輸入者に係る施設 ・H A C C P に基づく衛生管理を実施している施設（全業種） ・ランク III 以外の飲食店営業（仕出し屋・弁当屋）、給食施設 ・ランク III 以外のそうざい製造業
V	営業許可有効期間内に 1 回以上 又は 5 年に 1 回以上	・上記（ランク I ~ IV）に該当しない許可業種 ※給食施設を除く届出営業のうち製造・加工業（器具・容器包装、おもちゃ製造業を除く）については 5 年に 1 回以上。その他については必要に応じて実施。

※飲食店（旅館、仕出し屋・弁当屋）及び給食施設については、立入検査の他、当該施設に対する衛生講習会を計画的に実施

(2) と畜場法及び食鳥処理法関係

立入検査回数	業種
年 2 回以上	と畜場及び食鳥処理場

※立入検査目標回数の設定当たって考慮する事項

- ① 食中毒等健康危害発生状況
- ② 食中毒等健康危害発生時の影響の程度
- ③ 食品衛生関係法令違反状況
- ④ 食品等の製造・加工方法等の特殊性
- ⑤ 衛生教育の実施状況

別紙2

令和7年度試験検査計画（収去）

区分	項目	品名	検査項目	目標 検体数
保健所 収去	県内産農産物残留農薬試験	県内産農産物（野菜、果物、米）	残留農薬	60
	県外産農産物残留農薬検査	県外産農産物（野菜）	残留農薬	18
	輸入野菜残留農薬検査	輸入野菜（野菜）	残留農薬	45
	輸入食品検査（食品等輸入者が取扱う食品検査を含む）	柑橘類、食肉類、魚介類加工品、冷凍食品、食肉製品、菓子、穀類、乾燥果実等	食品等の規格基準検査、食品添加物等	330
	遺伝子組換え食品検査	大豆加工食品の原材料大豆	組換え遺伝子	9
	食品中の動物用医薬品検査	豚肉、鶏肉、鶏卵、はちみつ	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等）等	90
	食肉の試験検査	食肉、焼き鶏等、生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。））	サルモネラ、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌、腸内細菌科菌群等	54
	アレルゲン食品検査	加工食品	卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生、くるみ	45
	漬物の試験検査	漬物	大腸菌、腸炎ビブリオ、食品添加物	45
	食品の放射性物質検査	一般食品（水産加工食品）	放射性セシウム	27
食肉衛生 検査所 収去	と畜場における残留有害物質モニタリング検査	枝肉	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等）等	牛豚計135
	大規模食鳥処理場における残留有害物質モニタリング検査	食鳥とたい、食鳥中抜きとたい	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等）等	40
	と畜場及び大規模食鳥処理場における動物用医薬品の確認検査	枝肉、食鳥とたい、食鳥中抜とたい	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等）等	—
小計				898

令和7年度試験検査計画（収去以外の検査、買上げ）

区分	項目	品名	検査項目	目標 検体数
保健所	集団給食施設衛生管理検証検査	集団給食施設 (施設・設備、容器、機械器具類等)	清浄度	1, 800
	県内産二枚貝のノロウイルス検査	県内産二枚貝（岩牡蠣）	ノロウイルス	5
	食中毒等発生時検査	細菌検査、理化学検査、ウイルス検査	便、食品、手指、機械器具等	—
	認定小規模食鳥処理場微生物検査	食鳥とたい、食鳥中抜きとたい、器具等	サルモネラ、カンピロバクター	100
食肉衛生検査所	と畜場における枝肉の微生物試験 (外部検証)	枝肉	一般細菌数、腸内細菌科菌群数	牛180 豚480
	と畜場における保留等獣畜の残留有害物質検査	枝肉	動物用医薬品（抗生素、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等）等	—
	放射性物質検査	牛枝肉	放射性セシウム	—
	大規模食鳥処理場における動物用医薬品搬入養鶏場モニタリング検査	食鳥腎臓	動物用医薬品（抗生素、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等）等	1, 200
	大規模食鳥処理場における微生物試験 (外部検証)	食鳥とたい、食鳥中抜きとたい	一般細菌数、腸内細菌科菌群数、カンピロバクター	240
	と畜場法に基づく検査	牛、馬、豚、めん羊、山羊	と畜検査、精密検査	—
	食鳥処理法に基づく検査	鶏、あひる、七面鳥	食鳥検査、精密検査	—
	BSE (TSE) 検査	牛、(めん羊、山羊)	BSE (TSE) スクリーニング検査	—
その他	苦情食品（異物混入・異臭等）検査	食品全般	異物検査、化学物質検査、細菌検査	—
	放射性物質検査	イノシシ肉	放射性セシウム	—
	小計			4, 005
	合計			4, 903

食品群ごとの食品供給行程（フードチェーン）を通じた重点監視指導項目

食品群	採取、とさつ及び解体、食鳥処理等 (採取後の保管も含む。)	製造及び加工（とさつ及び解体並びに食鳥処理を除く）	貯蔵、運搬、調理及び販売
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・添加物（その製剤を含む。以下同じ。）の製造者及び加工者並びにこれを使用する食品の製造者及び加工者による使用添加物の確認の徹底 ・添加物を使用して製造又は加工した食品についての都道府県等による添加物検査の実施 ・製造者及び加工者による異物の混入防止対策の徹底 ・製造者及び加工者による製造段階及び加工段階における低温保管等の温度管理の徹底 ・食品表示基準に基づくアレルゲンを含む食品に関する表示の徹底のための製造者及び加工者による使用原材料の点検及び確認の徹底 ・H A C C Pに沿った衛生管理の適切な運用に向けた支援の実施 		
食肉、食鳥肉及び食肉製品	<ul style="list-style-type: none"> ・健康な獣畜又は家きんのと畜場又は食鳥処理場への搬入の推進 ・獣畜及び家きんの病歴を踏まえたと畜検査及び食鳥検査の実施 ・枝肉、中抜とたい等の微生物検査による衛生的な処理の検証の実施 ・と畜場及び食鳥処理場における動物用医薬品等の投与歴を踏まえた、獣畜及び家きんの残留物質検査の実施 ・と畜場及び食鳥処理場における健康な獣畜及び家きんの動物用医薬品等のモニタリング検査の実施 ・認定小規模食鳥処理施設における処理可能羽数の上限の遵守の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・食肉処理施設における微生物汚染の防止の徹底 ・製造又は加工に係る記録の作成及び保存の推進 ・食品等事業者による原材料受入れ時の残留抗生物質及び残留抗菌性物質の検査の実施等による原材料の安全性の確保の徹底 ・一般消費者に販売又は授受する場合の牛せき柱の除去の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・枝肉及びカット肉の流通管理（保存温度、衛生的な取扱い等）の徹底 ・加熱調理の徹底
乳及び乳製品	<ul style="list-style-type: none"> ・健康な獣畜からの搾乳の徹底及び搾乳時における衛生確保（微生物汚染防止等）の徹底 ・搾乳後の温度管理（腐敗及び微生物増殖防止）の徹底 ・生乳についての残留抗生物質及び残留合成抗菌剤の検査の実施並びに食品等事業者による出荷時検査の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造過程又は加工過程における微生物汚染の防止 ・製造又は加工に係る記録の作成及び保存の推進 ・食品等事業者による原材料受入れ時の残留抗生物質及び合成抗菌剤の検査の実施等による原材料の安全性の確保の徹底 ・食品等事業者による飲用乳についての微生物等に係る出荷時検査の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・流通管理（保存温度、衛生的な取扱い等）の徹底

食鳥卵	<ul style="list-style-type: none"> ・鶏舎内の衛生管理の推進 ・食用不適卵の排除の徹底 ・採卵後の低温管理の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・新鮮な正常卵の受入れの徹底 ・洗卵時及び割卵時の汚染防止の徹底 ・製造又は加工に係る記録の作成及び保存の推進 ・汚卵、軟卵及び破卵の選別等検卵の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・低温保管等温度管理の徹底 ・破卵等の検卵の徹底
水産食品 (魚介類及び水産加工品)	<ul style="list-style-type: none"> ・食品等事業者による二枚貝等の貝毒等に関する検査の徹底 ・生食用かきの採捕海域の衛生状況の確認の徹底 ・漁港等の水揚げ場における衛生的な取扱いの徹底 ・有毒魚介類等の排除の徹底 ・養殖魚介類についての残留動物用医薬品の検査の実施及び食品等事業者による出荷時検査の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・生食用かきの採捕海域等の適正表示の徹底 ・茨城県ふぐ取扱指導要綱に基づくふぐの適正な取扱いの徹底 ・ふぐの衛生的な処理の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・残留動物用医薬品、微生物等の検査の実施 ・水産加工品の流通管理（保存温度、衛生的な取扱い等）の徹底 ・加熱を要する食品についての加熱調理の徹底 ・有毒魚介類等の市場からの排除の徹底 ・茨城県ふぐ取扱指導要綱に基づくふぐの適正な取扱いの徹底
野菜、果実、穀類、豆類、種実類、茶等及びこれらの加工品（有毒植物及びキノコ類を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・生食用の野菜、果実等について、肥料等を通じた動物の糞尿由来等の微生物汚染防止の徹底 ・残留農薬検査の実施及び食品等事業者による出荷時検査の推進 ・穀類、豆類等の収穫時のかび毒対策の推進 ・有毒植物等の採取禁止の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・生食用野菜、果実等の衛生管理の徹底（大量調理施設衛生管理マニュアル） ・漬物の製造における適正な取扱いの徹底（温度管理、殺菌等） ・食品等事業者による原材料受入れ時の残留農薬検査の実施等による原材料の安全性の確保の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・残留農薬、汚染物質等の検査の実施 ・穀類、豆類等の運搬時のかび毒対策の推進 ・有毒植物等の市場からの排除の徹底 ・漬物の流通管理（保存温度等）の徹底

令和7年度 茨城県食品衛生監視指導計画体系表

【趣旨】

- ・食品衛生法の規定に基づく茨城県食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）の策定及び監視指導計画に基づく監視指導の実施
- ・監視指導計画と食の安全・安心確保基本方針及びアクションプランとの整合・調和

重点監視指導項目

★ 食品衛生関係法令の遵守

- ア 食品衛生法、法施行条例 イ と畜場法
- ウ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
- エ 茨城県食の安全・安心推進条例
- オ 食品表示法 カ 健康増進法
- キ 米トレーサビリティ法

★ 重点施設に対する計画的、効率的な監視指導

- ア 食中毒等健康被害発生の多い施設
- イ 食中毒等健康被害発生時の影響が大きい施設
- ウ 食品衛生関係法令違反施設
- エ 広域流通食品等製造施設

食中毒など健康危害防止対策

- ・原因究明・調査
- ・拡大防止及び再発防止、情報提供
- ・健康食品対策
- ・ノロウイルス対策
- ・サルモネラ、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌対策

総合的な食品の
安全確保対策

整合

調和

茨城県食の
安全・安心推進
条例

茨城県食の安
全・安心確保
基本方針

茨城県食の安
全・安心確保ア
クションプラン

関東農政局

農林水産部・県民生活環境部ほか

国・他都道府県市

保健医療部



連携・情報共有

保
健
医
療
部

試験検査実施機関
(計画的検査の実施)

登録検査機関

保健所(9)

食肉衛生検査所(3)

実施体制 監視指導機関

(計画的監視指導の実施)

- ・監視指導と収去検査
- 実施計画の策定と結果の公表
- 一斉取締りによる監視（夏期、年末、食中毒予防月間等）
- ・違反など発見時の対応
- 迅速・適切な対応
- 違反業者・処分業者等情報の公表

収去検査

監視指導

一斉取締り

リスクコミュニケーションの推進
(県民への情報提供と意見交換の
推進)

- ・監視指導計画の策定に係るリスク
コミュニケーション
- ・監視指導計画の実施状況の公表
- ・食の安全対策室 HP や SNS による
積極的な情報提供
- ・意見交換会や講習会の開催
- ・食品衛生フェアの開催

県民

食品等事業者（生産・輸入・調理・加工・製造・流通・販売）

【自主的な衛生管理の推進】

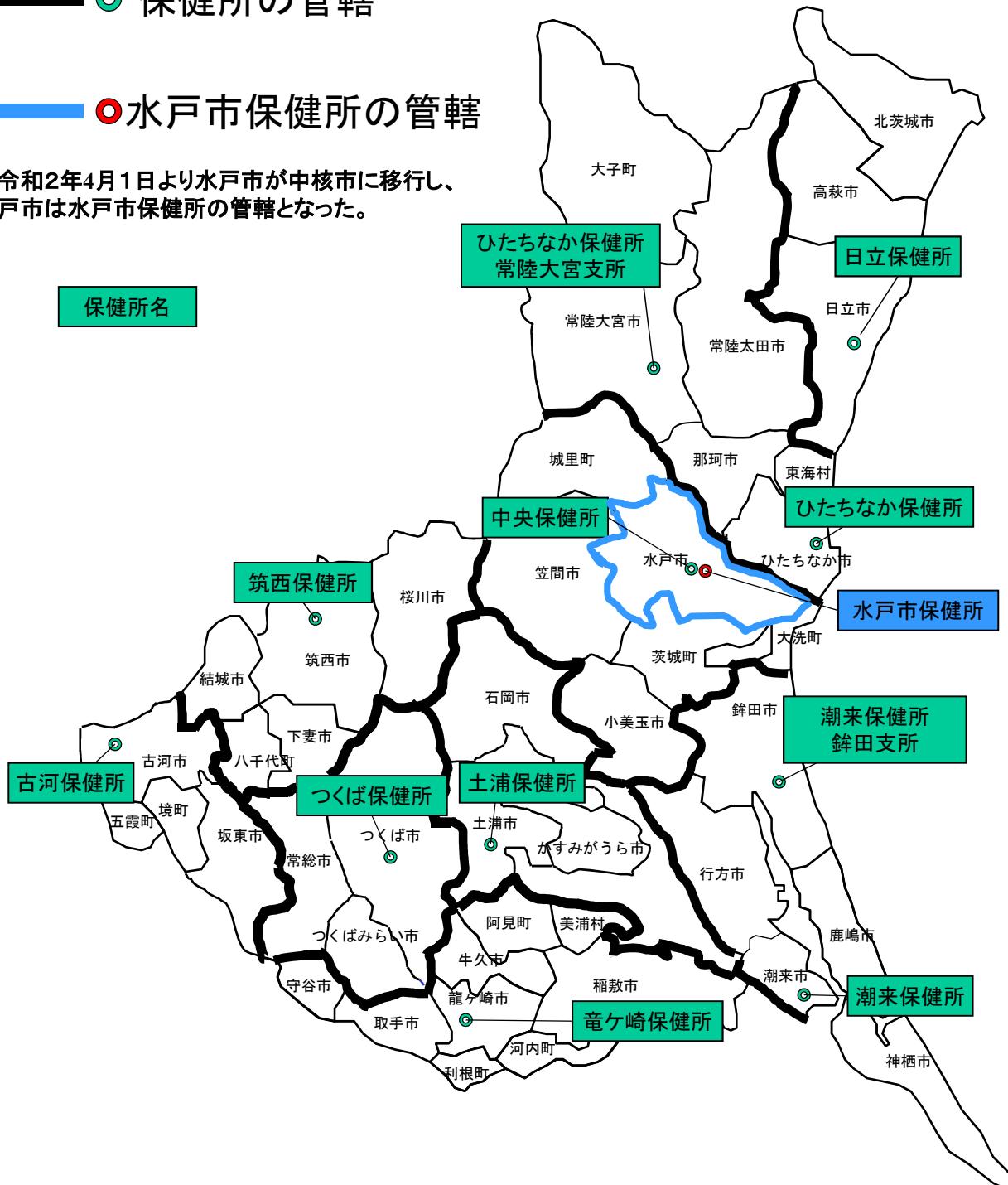
食品衛生管理者等の設置指導・HACCP に沿った衛生管理の推進・食
品衛生推進員等の活動推進

実施機関（保健所）の管轄区域

・保健所の管轄

水戸市保健所の管轄

※令和2年4月1日より水戸市が中核市に移行し、
水戸市は水戸市保健所の管轄となった。



実施機関（食肉衛生検査所）の管轄区域

— ● 食肉衛生検査所の管轄

— ○ 水戸市保健所の管轄

※令和2年4月1日より水戸市が中核市に移行し、
水戸市は水戸市保健所の管轄となった。

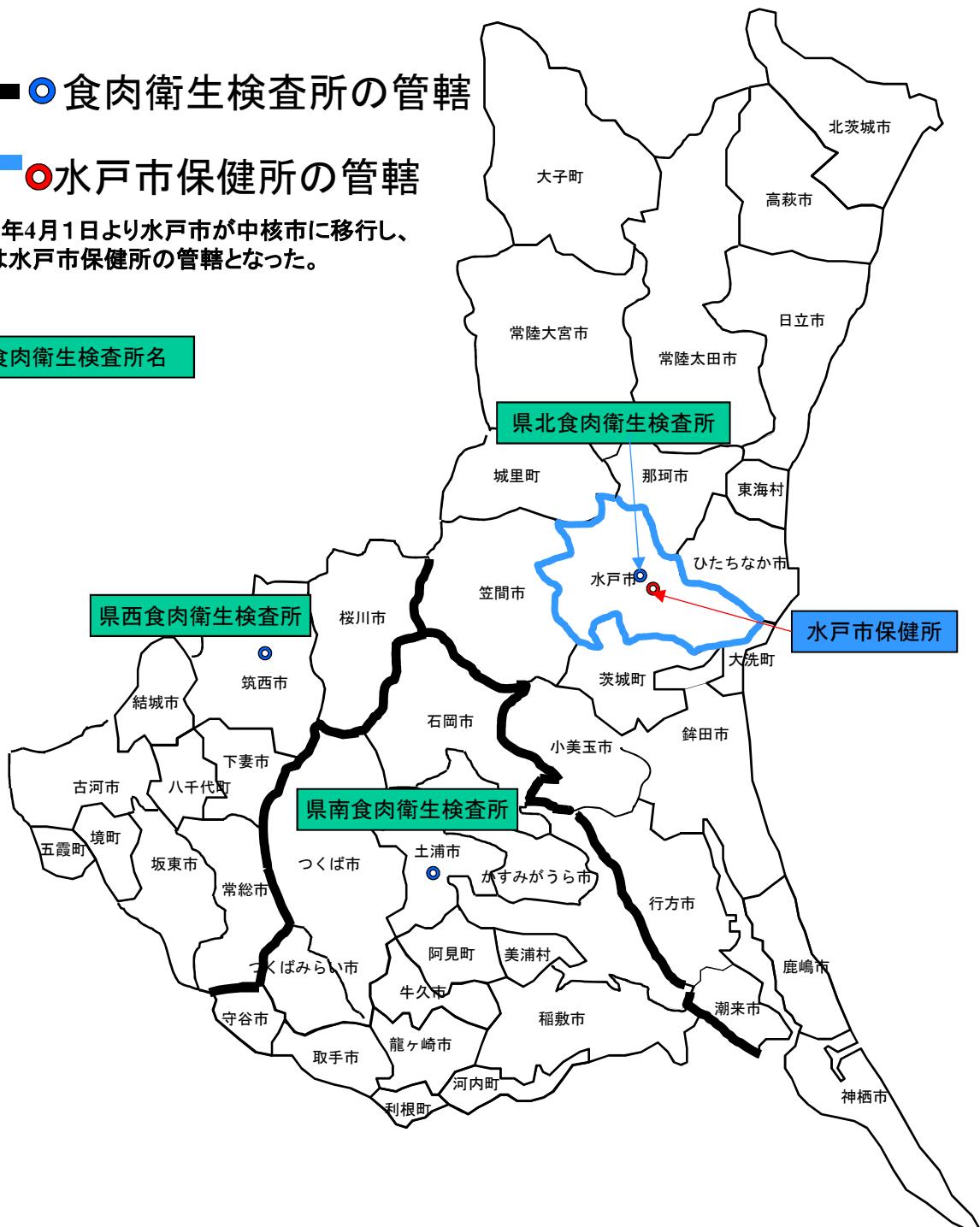
食肉衛生検査所名

県北食肉衛生検査所

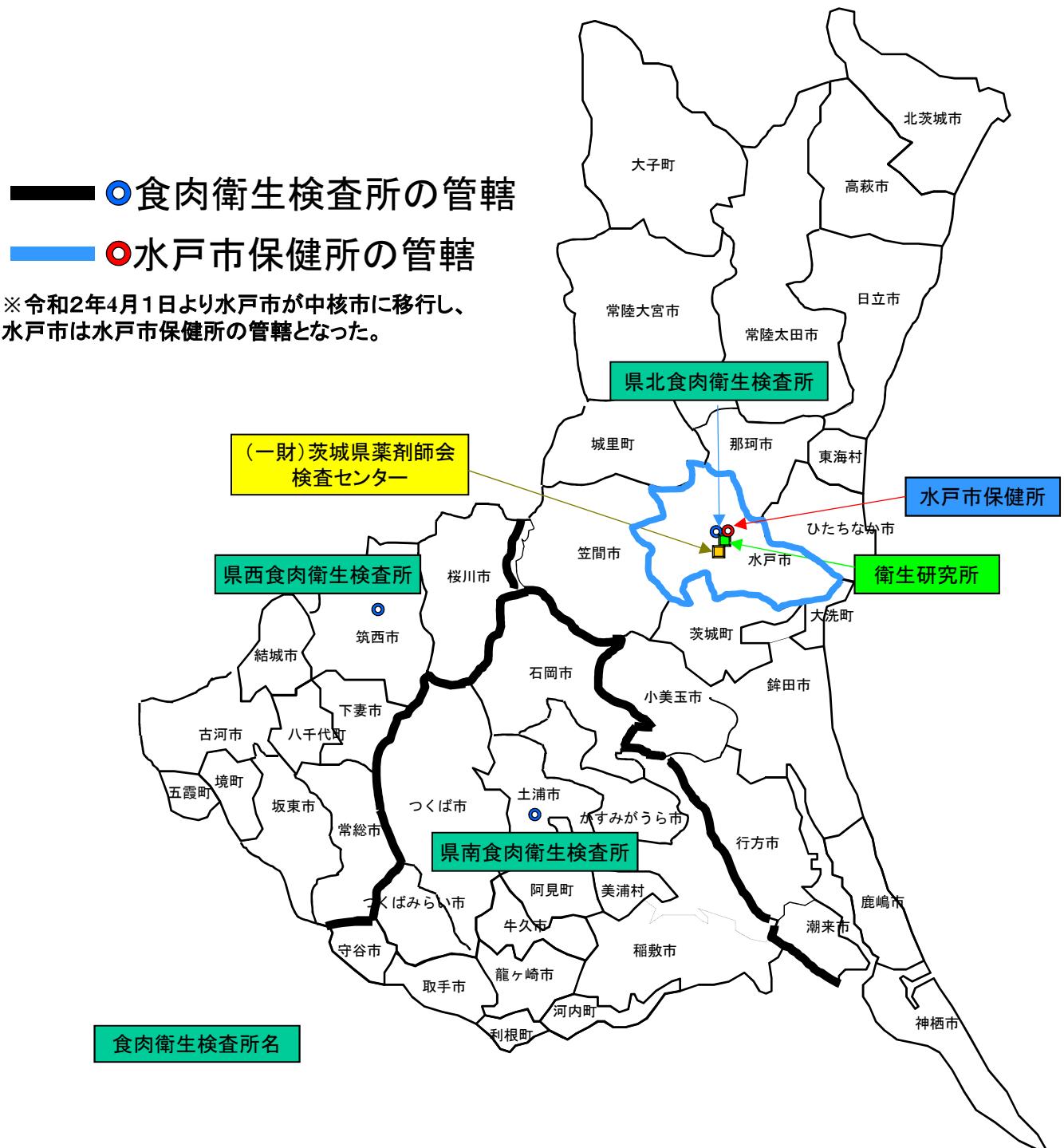
県西食肉衛生検査所

県南食肉衛生検査所

水戸市保健所



試験検査実施機関の管轄区域



参考資料（用語集）

○アレルゲン

食品に含まれる、アレルギーをはじめとした過敏症（アレルギー疾患）を惹起することが知られている物質（アレルゲン）について、えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）の8品目は、アレルゲンを含む特定原材料としての表示が義務づけられています。現在、容器包装された加工食品について、微量であっても、特定原材料を含有する場合には当該原材料名を表示することとされています。

また、次の20品目の食品については特定原材料に比べると少ないですが、特定のアレルギー体質を持つ方が過去に健康被害を発症している事例がみられることから、これらを原材料として含む加工食品について、当該食品を原材料として含む旨を可能な限り表示するよう努めることとされています。

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

なお、くるみは令和5年の3月から特定原材料に追加され、令和7年4月1日から表示が義務付けられます。また、令和6年3月から特定原材料に準ずるものとして、新たに「マカダミアナッツ」が追加され、「まつたけ」が削除されました。

○遺伝子組換え食品（遺伝子組換え食品表示）

遺伝子組換え技術（組換えDNA技術）とは、食品として用いられている植物等の性質を人間にとてより有利なものに変えるために、他の生物から有用な性質を付与する遺伝子を取り出し、その植物等に組み込むといった技術のことです。この技術により、食品生産を量的・質的に向上させるだけでなく、害虫や病気に強い農作物の改良や、加工特性などの品質向上に利用されることが期待されています。遺伝子組換え食品は、こうした組換えDNA技術を応用した食品をいいます。

遺伝子組換え食品である大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしなについては、食品表示基準で表示に関する規定が設けられており、農産物及びこれを原材料とする加工食品であって、加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたタンパク質が残存するものについては、「遺伝子組換えである」旨、又は「遺伝子組換え不分別である」旨の表示が義務づけられています。なお、任意表示については令和5年4月1日から新しい制度になり、任意表示制度の情報が正確に伝わるように改正されました。分別生産流通管理をして意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原料とする加工食品については、適切に分別生産流通された旨の表示をすることができます。また、分別生産流通管理をして、遺伝子組み換えの混入がないと認められる大豆及びとうもろこし並びにそれらを原料とする加工食品「遺伝子組換えでない」旨を表示することもできます。

○茨城県食の安全・安心推進条例

県民の生命及び健康の保護を最重要とする基本理念の下、消費者から信頼される安全にかつ安心して消費できる食品の生産及び供給に寄与することを目的とした条例で、平成21年6月25日に公布され、平成

22年4月1日から全面施行されました。

○茨城県食の安全・安心確保基本方針

茨城県食の安全・安心推進条例第7条の規定に基づき、茨城県における食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成21年12月に策定したものです。

○茨城県食の安全・安心確保アクションプラン

「茨城県食の安全安心・確保基本方針」の具体的な行動計画として策定したものです。計画期間を3年間とし、アクションプラン毎に目標値等を設定しています。

○茨城県食の安全・安心委員会

「茨城県食の安全・安心確保基本方針」に基づき、食の安全性や安心の確保に関し幅広く意見や要望等について聞くため設置された委員会であり、消費者、生産者、食品営業者、学識経験者10名で構成されます。

○茨城県食の安全・安心対策連絡会議

「茨城県食の安全・安心確保基本方針」に基づき、食の安全性や安心の確保に関する県の施策を総合的に推進するため設置された連絡会議です。食の安全・安心の確保に係る関係部局等から構成され、その連携を強化するとともに、情報の共有化を図り、食の安全・安心の確保に県庁全体として取り組むこととしております。

○茨城県健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領

いわゆる「健康食品」又は健康食品と称する無承認無許可医薬品による健康被害発生時の拡大防止を目的として、県の関係機関の対応について定めた要領です。

○いばらきネットモニター調査

県民の皆さまからのご意見やご要望を把握し、県の施策等へ反映させることを目的として、平成23年度にスタートしました。県で実施しているインターネットを活用したアンケート調査です。

○牛海綿状脳症（BSE）

BSE（牛海綿状脳症：Bovine Spongiform Encephalopathies）という、未だ一部に解明されていない伝達因子（異常プリオン）と関係する動物の病気の1つで、牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を引き起こす遅発性かつ悪性の中枢神経系の疾病です。原因は、プリオンという通常の細胞タンパクの異常化したものが原因物質として有力視されています。昭和61年に英国で発生し、我が国においては、平成13年9月に初めて発見され、現在までに36頭の発生が確認されていますが、2009年に死亡牛で確認（発生）されて以降、11年間以上にわたって国内で生まれた牛での発生はありません。

- ・ 2013（平成25）年5月にOIE（国際獣疫事務局、WOAH）は我が国を「無視できるBSEリスク」の国に

認定

○ATP 検査法

汚れが持っている ATP (Adenosine triphosphate : アデノシン三リン酸)、ADP (Adenosine diphosphate : アデノシン二リン酸) 及びAMP (Adenosine monophosphate : アデノシン一リン酸) を指標とした清浄度の検査をいいます。ATP 等は、すべての生物のエネルギー源として存在する物質であり、生命活動が行われている所には必ず存在するものです。ATP 検査法は、手指や施設・設備等が清浄に維持されているか否かを短時間で判断することができるため、その場で助言・指導を行うために有用な検査法です。

○GLP (Good Laboratory Practice=適正検査基準)

自治体等の設置する食品衛生検査施設が、そこで実施する食品検査の成績の信頼性を確保するために食品衛生法に基づき実施しなければならない業務のことです。

○収去検査

食品、添加物、器具、容器包装などを試験の試料に供する目的として、所有者（事業者等）から無償で検体を採取することで、この際に、被収去者（所有者）に対し収去証を交付します。

○食鳥検査員

食鳥処理法の規定に基づき、食用に供する目的でとさつした食鳥の検査等を実施する都道府県等の職員。食品衛生監視員、と畜検査員であって獣医師の資格を有するもののうちから都道府県知事等が指定します。

○食鳥処理場

食鳥をとさつし、羽毛を除去し、食鳥とたいの内臓を摘出する行為を行う施設。

この施設は、年間処理羽数により次のように区別されます。

- 1) 認定小規模食鳥処理場・・・年間処理羽数 30 万羽未満の施設
- 2) 大規模食鳥処理場・・・・年間処理羽数 30 万羽以上の施設

○食品衛生監視員

食品衛生法の規定に基づき、食品に起因する衛生上の危害を防止するために営業施設等への立入検査や食品衛生に関する指導の職務等を行う職員のことをいい、都道府県知事の指定した養成施設で所定の課程を修了すること、又は薬剤師・獣医師であることなど一定の資格要件が定められています。国の食品衛生監視員は、検疫所における輸入食品の監視指導や地方厚生局における総合衛生管理製造過程の承認等を主として行っています。一方、自治体の食品衛生監視員は、保健所などにおいて各自治体の所管地域の営業施設等への監視指導を行っています。平成 15 年の法改正により、国が監視指導の実施に関する統一的な考え方（食品衛生に関する監視指導指針）を示し、その指針に基づき、国は輸入食品について「輸入食品監視指導計画」を策定し、自治体は「都道府県等監視指導計画」を策定し、それぞれ計画に従って監視指導の業務を行うこととなりました。

○食品衛生管理者

食品衛生法の規定に基づき、乳製品、食肉製品、添加物等の製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工工程を衛生的に管理するために、施設ごとに食品衛生管理者を置かなければならぬとされています。これは、食品衛生管理者を中心とした自主管理体制により安全な製品を製造・加工することを目的としています。食品衛生管理者は試験によって資格を取得するのではなく、営業者が食品衛生管理者の資格要件を満たす者の中から選任し、その旨を保健所に届け出ることとされています。

平成 15 年の食品衛生法改正により、食品衛生管理者の責務が追加され、営業者に対して必要な意見を述べるなど、さらに事業者による自主管理の促進が図られることとなりました。

○食品衛生責任者

食品衛生法の規定に基づき、食品の製造販売、飲食店などの食品に係る事業を行う営業者が営業施設、食品等取扱い設備及び食品等の取扱いに係る衛生管理をするために施設ごとに設置する責任者のこと、定期的に実務講習会を受講し知識の向上を図り、店舗の自主管理と衛生レベルの向上を努めることを目的としています。

○食品衛生推進員

平成 7 年の食品衛生法の改正により新設されたもので、県知事の委嘱を受け、地域の情報収集及び伝達、営業許可の前指導、保健所活動への協力等の活動をされる方です。食品衛生の確保に活躍される方です。本県では平成 8 年度から食品衛生推進員が委嘱されています。食品衛生推進員の委嘱期間は 2 年間で令和 4 年度には、1,069 名が委嘱され、活躍しています。

○食品衛生指導員

営業者自らが、自主的に安全な食品を確保するための対策として、昭和 35 年に日本食品衛生協会が導入した制度です。本県においては、1,308 名（令和 3 年 6 月現在）が（公社）茨城県食品衛生協会長から委嘱を受けて各地域において営業施設の自主巡回指導、食品衛生責任者の養成及び製品の自主検査の推進、消費者への食品衛生思想の普及啓発等に活躍しています。

○食品衛生に関する監視又は指導の実施に関する指針

食品衛生法の規定により、厚生労働大臣が、国及び都道府県等が行う食品衛生に関する監視又は指導の実施に関して定めなければならないこととされている指針です。

なお、この指針に関する規定は、平成 15 年 8 月に施行されたものです。

○食品供給行程（フードチェーン）

農畜水産物の生産から、食品の販売に至る一連の食品供給の行程をいいます。

○食品等輸入者

食品衛生法第 27 条の規定により届出をした者をいい、茨城県食の安全・安心推進条例（平成 21 年茨

城県条例第 32 号) 第 19 条の規定により、食品等を輸入した日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない旨が規定されています。

○食品表示基準

食品表示法（以下「法」という。）第 4 条に基づき、販売の用に供する食品について、消費者が食品を安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を定めた内閣府令で、平成 27 年 3 月 20 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。

食品表示基準（以下「基準」という。）は、食品関連事業者等が食品を販売する際に表示すべき事項（表示事項）及び表示事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項（遵守事項）で構成され、法第 5 条で食品関連事業者等に対し、基準に従い食品の表示をする義務を科しています。

○食品表示法

食品衛生法、JAS 法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律【現：農林物資の規格化等に関する法律】）及び健康増進法（一部）の食品の表示に関する規定を統合して、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設することを目的として制定された法律で、平成 25 年 6 月 28 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。

食品表示法では、食品表示基準の策定及び遵守並びに食品表示基準違反に対する指示、命令及び罰則等を定めています。

○スクリーニング検査

多くの対象物の中から、疑わしいものを拾い上げる検査のことで、少しでも疑わしいものを全て拾い上げる鋭敏な検査である。鋭敏であるため、実際には問題の無いものまで拾い上げてしまうことがあるから、拾い上げたものについては、より精密な確認検査を行い、最終判断をする必要があります。

○立入検査

行政機関の職員が、その長の命を受けて、行政法規の執行を確保するために、調査、検査等を行う必要があるとき、関係者の同意を前提とせずに強制的に立ち入ることをいい、検査の対象は、食品、添加物、器具、容器包装、営業の施設（換気装置、排水設備、調理台、流し場、手洗所など）、帳簿書類その他の物件であり、食品衛生法違反の事実の有無を判断するために調べることであり、書類上の調査、物件の官能検査が中心となります。

○登録検査機関

食品衛生法第 33 条に規定する登録基準を満たし、機械器具等の設備、知識経験者の人員、製品検査の信頼性確保（GLP）、食品関係事業者からの独立性・中立性、業務の公平性等が十分に担保され、公的検査機関とみなされる検査機関です。

○特定部位

BSE（牛海綿状脳症）の原因となる異常プリオンが蓄積しやすい臓器等で、牛の扁桃及び回腸（盲腸と

の接続部分から 2 メートルまでの部分に限る。) 並びに月齢が 30 月を超える牛（出生の年月日から起算して 30 月を経過した日の翌日以降のものをいう。）の頭部（舌、頬肉及び扁桃を除く。）及び脊髄とされています。

○毒物劇物迅速検査キット

毒物劇物による食中毒事件等発生の初期対応において、迅速な原因究明のためのキットであり、ヒ素化合物、シアン化合物、硝酸化合物、亜硝酸化合物、殺虫剤（コリンエステラーゼ阻害剤）の 5 項目が検査可能です。

○と畜検査員

と畜場法の規定に基づき、食用に供する目的でとさつした獣畜の検査等を実施する都道府県等の職員。獣医師の資格を有する職員のうちから都道府県知事等が任命します。

○生食用食肉（牛の食肉）

平成23年4月に発生した腸管出血性大腸菌による食中毒事件において、5名の方が亡くなり、重症者も多数出ていること等を受け、安全性確保のため罰則を伴う強制力のある生食用食肉（牛肉）の規格基準（成分規格、施設基準、加工基準、調理基準、表示基準）が策定されました。これにより、規格規準に適合した取扱い等が行わなければ、生食用食肉として販売等をすることができなくなりました。

規格規準の対象となる食肉は、生食用食肉として販売される牛の食肉（内臓を除く。）で、いわゆるユッケ、タルタルステーキ、牛刺し及び牛タタキが含まれます。

○HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point 危害分析重要管理点) システム

食品の安全性を高度に保証する衛生管理の手法の 1 つで、具体的には、食品の製造業者が原材料の受入から最終製品にいたる一連の工程の各段階で発生する危害を分析し、その危害の発生を防止することができるポイントを重要管理点として定め、重点的に管理することにより、製造工程全般を通じて製品のより一層の安全性を確保するという手法であり、国際的にもその導入が推進されています。

平成 30 年の食品衛生法の改正に伴い、原則すべての食品事業者に HACCP に沿った衛生管理が義務付けられています。

○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）

米穀事業者による米穀等の取引等に係る情報の記録及び保存に関する仕組みを導入することにより、米穀等に関し、食品衛生上の危害発生時の迅速な回収や経路遡及、品質表示に関する表示の適正化並びに適正かつ円滑な流通の確保のための措置の実施の基礎とともに、米穀等の産地情報の提供を促進することを目的として制定された法律で、平成 21 年 4 月 24 日に公布され、平成 23 年 7 月 1 日に全面施行されました。

○放射性セシウム

原子力発電の燃料であるウランの核分裂反応の際にできる放射性物質の代表的なものの一つで、セシウム

ム 134、137 等が生成されます。その中でセシウム 137 は比較的量が多く発生し、半減期（放射線を出す能力が元の半分になるまでの期間）が約 30 年と長いことから代表的なものとして挙げられています。化学的な性質は、動植物の細胞の中に多く含まれているカリウムと似ているとされています。

食品中の放射性物質の検査は、放射性セシウムから放出される放射線（ γ 線）を測定します。

また、平成 24 年 4 月 1 日からは、食品衛生法に基づく基準値が施行されています。

※ 基準値 飲料水 10Bq/kg、牛乳・乳児用食品 50Bq/kg、一般食品 100Bq/kg

○保健機能食品（特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品）

保健機能食品は「特定保健用食品」、「栄養機能食品」及び「機能性表示食品」を指し、国が定める条件を満たした食品について、食品の機能性の表示を認めるものです。

このうち「特定保健用食品」は、健康の維持増進に役立つことが科学的根拠に基づいて認められ、「コレステロールの吸収を抑える」等の表示が許可されている食品であり、販売するためには、個別に生理的機能や特定の保健機能を示す有効性や安全性等に関する科学的根拠について国の審査及び許可を受ける必要があります。また、「栄養機能食品」は 1 日に必要な栄養成分（ビタミン、ミネラル等）が不足しがちな場合、その補給・補完のために利用される食品で、1 日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分量が上・下限値の範囲内にあれば、個別に届出等をしなくとも、国が定めた栄養成分の機能性等を表示することができます。「機能性表示食品」については、事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品であり、販売前に事業者が安全性及び機能性の根拠に関する情報等を国に届け出たものです。ただし、特定保健用食品とは異なり、国の個別の許可を受けたものではありません。

○ポジティブリスト制度

農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下「農薬等」という。）が残留する食品の販売等を原則禁止する制度ですが、特に残留基準が設定された農薬等（ポジティブリスト）については、基準の範囲内であれば流通を認める制度です。平成 15 年の食品衛生法改正により導入が規定され、平成 18 年 5 月 29 日から施行されました。

本制度の導入にあたり、国際基準であるコーデックス基準、農薬取締法などの関係国内法令及び国際的に科学的評価に必要なデータに基づき基準を設定していると考えられる米国、豪州、EU 等の基準を参考に 799 物質について残留基準（暫定基準を含む）が設定されました。これは、従前の 283 物質に比べ大きく増加しています。また、人の健康を損なう恐れがない量（基準の定められていない農薬等についての残留の有無の判断値）として 0.01ppm が定めされました。

○リスクコミュニケーション

関係者相互間における情報及び意見の交換を指し、リスク分析の 3 要素の 1 つです。食品の安全性の確保に関する施策については、健康への悪影響が生ずる確率とその程度（リスク）が存在することを前提とした「リスクの管理」を目指すべきであるという考え方から施策の策定に当たっては社会的な合意が形成されることが重要となっていることを踏まえ、施策の策定への国民の意見の反映及びその過程の公正性と透明性の確保を目的として行われるものです。リスクコミュニケーションについては、食品安全基本法にその基本理念が規定されたほか、平成 15 年の食品衛生法改正において、厚生労働大臣や都道府県知事等

は食品の規格基準や監視指導計画の策定など具体的な基準設定等に際し、その趣旨、内容等を公表し広く国民又は住民の意見を求めるとともに、基準設定等を行う場合以外についても、食品衛生に関する施策全般について、定期的に施策の実施状況を公表し広く国民又は住民の意見を求める旨の規定が設けられました。